

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に當るときは、その翌日)

◇告 示  
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

## 告 示

鳥取県告示第九百六十五号  
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十二年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在	皆伐面積 (ヘクタール)の限度	単位区域名
	市郡名 市町村名 大字名 字名		
水源かん養保安林	八頭 河原・郡家を除く全町村	八〇四・二九	八頭地区
土砂流出防備保安林	若桜	八〇八	若桜
	八頭東	〇〇七	八頭東
	智頭	八・三六	智頭
	船岡	〇・七六	船岡
	用瀬	九・七九	用瀬
	佐治	〇・〇六	佐治
干害防備保安林	殿	〇・三八	喜才谷山
	喜才谷山	〇・四六	明見谷東平
	明見谷東平	〇・九二	池ノ内下平
	水口	一・六〇	赤波
	赤波		
水源かん養保安林	鳥取 岩美	七七九・三〇	鳥取地区
	八頭 河原・郡家		
	河原	六・五八	河原
	郡家	九・四七	郡家
	岩美	九五・〇四	岩美
	国府	五・二九	国府
	福部	〇・三〇	福部
	鳥取	七六・九七	鳥取
	気高	一・七六	気高

